

# 中山間地域等直接支払制度の取組状況について



旧志津川町が平成12年度から5年間実施してきた「中山間地域等直接支払制度」が、新たに平成17年度から始まり、南三陸町に引き継がれました。  
この制度は、傾斜がきついなど、条件が不利な地域の農業を守るため、特定農山村法、山村振興法などで法指定された地域に対して直接交付金を支払う制度です。  
平成17年度からは、「集落の自律や継続的な農業生産活動等の体制整備」に向けた前向きな取組みも求められています。南三陸町での実施状況をお知らせします。

## 耕作放棄防止のために

河川の上流に位置し、傾斜地が多い中山間地域は、洪水や土砂災害の防止など公益的な働きを担っています。

しかし、平地の農村地帯に比べて生産条件の不利な地域が多く、過疎化や高齢化が急速に進む中、耕作放棄地が目立ちはじめ問題になっています。

こうした耕作放棄を防ぎ、農地の多面的な機能（※注1）を守るため、対象地域で集落協定（※注2）に基づき将来に向けた農業生産活動を行う農

業者に対して、交付金を支給する制度が直接支払制度です。また、個別協定（※注3）として個人で取り組む認定農業者の事例があります。

## 平地とのコスト差を助成

直接支払制度は、農業生産活動を支援するため、国・県・町が集落に対して直接交付金を支払う制度です。

交付金の支払金額は、平地とのコスト差を基本としており、傾斜の程度や取り組み内容などによって支払金額が変わってきます。

対象となる農用地は、農振

農用地で急傾斜地等1ヘクタール以上のまとまった農用地であることが条件です。

## 集落で独自の

### 取組みも

この制度では、集落の将来像を明確化し継続した農地管理活動を行う協定を結び、耕作放棄の防止や水路・農道の維持管理などの農業生産活動などに、また、グリーンツーリズムや環境保全などの多面的機能増進活動などに取組みます。

交付金は、半額が農家に交付されますが、残りの半額は、前述の集落協同取組活動費として使用されます。

## 平成17年度の取組状況

平成17年度の取組状況は別表のとおりで、協定締結数は17（集落協定15集落、個別協定2人）、協定参加人数は延